

平成17年9月13日(火曜日)第3回定例会

出席議員(21名)

1番	新 宮 征 一	議員	2番	佐 藤 毅	議員
3番	鴨 田 俊 一	議員	4番	榎 津 博 士	議員
5番	木 村 寿 太 郎	議員	6番	松 田 孝	議員
7番	猪 倉 謙 太 郎	議員	8番	石 川 忠 義	議員
9番	鈴 木 賢 也	議員	10番	荒 木 春 吉	議員
11番	柏 倉 信 一	議員	12番	高 橋 勝 文	議員
13番	高 橋 秀 治	議員	14番	佐 藤 良 一	議員
15番	佐 藤 暘 子	議員	16番	川 越 孝 男	議員
17番	内 藤 明	議員	18番	那 須 稔	議員
19番	佐 竹 敬 一	議員	20番	遠 藤 聖 作	議員
21番	伊 藤 忠 男	議員			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 誠 六 市 長	荒 木 恒 助 役
安孫子 勝 一 収 入 役	大 谷 昭 男 教 育 委 員 長
選挙管理委員会	
奥 山 幸 助 委 員 長	佐 藤 勝 義 農 業 委 員 会 会 長
那 須 義 行 庶 務 課 長	鹿 間 康 企 画 調 整 課 長
行 財 政 改 革	
菅 野 英 行 推 進 課 長	秋 場 元 財 政 課 長
三 瓶 正 博 税 務 課 長	真 木 憲 一 市 民 課 長
有 川 洋 一 生 活 環 境 課 長	浦 山 邦 憲 土 木 課 長
	花・緑・せらぎ
柏 倉 隆 夫 都 市 計 画 課 長	犬 飼 一 好 推 進 課 長
佐 藤 昭 下 水 道 課 長	木 村 正 之 農 林 課 長
兼 子 善 男 商 工 観 光 課 長	尾 形 清 一 地 域 振 興 課 長
石 川 忠 則 健 康 福 祉 課 長	鈴 木 英 雄 会 計 課 長
荒 川 貴 久 水 道 事 業 所 長	兼 子 良 一 病 院 事 務 長
芳 賀 友 幸 教 育 長	熊 谷 英 昭 管 理 課 長
菊 地 宏 哉 学 校 教 育 課 長	布 施 崇 一 社 会 教 育 課 長
	選挙管理委員会
石 山 忠 社 会 体 育 課 長	鈴 木 一 徳 事 務 局 長
	監 査 委 員 長
安孫子 雅 美 監 査 委 員 長	宇 野 健 雄 事 務 局 長
清 野 健 農 業 委 員 会 事 務 局 長	

事務局職員出席者

片 桐 久 志 事 務 局 長	安 食 俊 博 局 長 補 佐
月 光 龍 弘 庶 務 主 査	大 沼 秀 彦 調 査 係 長

議事日程第5号

第3回定例会

平成17年9月13日(火)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第2号))
- 〃 2 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について)
- 〃 3 認第 1号 平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 4 認第 2号 平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 5 議第50号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第3号)
- 〃 6 議第51号 平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 7 議第52号 平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 8 議第53号 第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについて
- 〃 9 議第54号 寒河江市体育施設に関する条例の一部改正について
- 〃 10 議第55号 寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正について
- 〃 11 議第56号 寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正について
- 〃 12 議第57号 寒河江市都市公園条例の一部改正について
- 〃 13 議第58号 山形県自治会館管理組合格約の一部変更について
- 〃 14 議第59号 山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- 〃 15 議第60号 山形県消防補償等組合格約の一部変更について
- 〃 16 議第61号 字の区域及び名称の変更について
- 〃 17 委員会審査の経過並びに結果報告
- (1) 総務委員長報告
- (2) 文教厚生委員長報告
- (3) 建設経済委員長報告
- (4) 予算特別委員長報告
- (5) 決算特別委員長報告
- 〃 18 質疑、討論、採決
- 〃 19 議会案第4号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出について
- 〃 20 議会案第5号 道路特定財源制度の堅持に関する意見書の提出について
- 〃 21 議案説明
- 〃 22 委員会付託
- 〃 23 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時00分

新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

会議を始める前に申し上げます。

本日の会議は、上着の着脱は自由といたします。

本日の欠席通告議員は、ありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、8月29日及び本日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

新宮征一議長 日程第1、承認第6号から日程第16、議第61号までの16案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

新宮征一議長 日程第17、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

総務委員長報告

新宮征一議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。6番松田総務委員長。

〔松田 孝総務委員長 登壇〕

松田 孝総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から市議会第2会議室において委員7名全員出席、当局より助役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、承認第6号、承認第7号、議第53号、議第58号、議第59号及び議第61号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第2号））についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「寒河江市の期日前投票の人数はどのように推移しているのか。また、期日前投票所は身体の不自由な方やお年寄りの方が4階で投票ということに抵抗があるという話をお聞きするが、どのように考えているのか」との問いがあり、当局から「今回の期日前投票の状況は、9月8日現在1,164名で、前回の参議院選のトータルが1,232名でしたので、比較するとあと2日あり、前回の人数は超えるものと思っている。また、投票所については、庁舎の構造的なことや選管の事務室が4階にある関係で、事務室の近くで、かつ投票者に便利などころの401会議室としており、現状で御理解をいただきたい」との答弁がありました。

委員より「地震などの災害があった場合、どのような対応をするのか」との問いがあり、当局から「災害の場合は県選管と連絡をとり、対応をすることになると思います」との答弁がありました。

委員より「投票箱の輸送中に事故が発生した場合、どのように対応されるのか伺いたい」との問いがあり、当局から「説明会等で事故などがないように十分注意するよう指示をして、万全を期してまいりたい」との答弁がありました。

承認第6号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市町村職員退職手当組合の議員の報酬は幾らなのか。また、組合の議会は年何回開催されるのか」との問いがあり、当局から「退職手当組合の議員の報酬は、年間で議員の方が6万円、副議長が7万円、議長が8万円、議会の開催日数は、年によって異なりますがおおむね3ないし4回であります」との答弁がありました。

承認第7号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議第53号第5次寒河江市振興計画基本構想の定めについてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「基本構想で「地域経済と情報通信ネットワーク社会」の中で、庁舎のITの具体

化について議論はならなかったのか。また、「さくらんぼ通り」、「つつじ通り」、「ぎぼうし通り」、「せせらぎ通り」を命名しとあるが、具体的な地域を伺いたい」との問いがあり、当局から「今後、行政のIT推進はどんどん進むということで、あえて庁舎のことには触れずに、今後一般的な状況の中で議論になってくると思っている。市の木、花、緑については、具体的なものを示す必要があるという考えから表現したもので、例えば「さくらんぼ通り」は石持、「つつじ通り」は山西線の道路沿い、「ぎぼうし通り」は新たに整備される下釜山岸線、「せせらぎ通り」は文化センター付近の二の堰の川沿いというイメージは持っております。具体的に命名する場合には、御提言、御意見を伺いながら進めてまいりたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「文化の薫りとゆとりある豊かな暮らしの形成」の中で「歴史美術館の設置」となっているが、美術館をつくとらえていいのかがどうか伺いたい」との問いがあり、当局から「将来の都市像を「歴史と文化の織りなす気品たよう美しい都市」としており、これを構築するには寒河江が一つのミュージアム、いわゆる美術館という発想があります。具体的には、現在の図書館、文化センター、ハートフルセンター、ほかに屋外の彫刻など、町全体が美術館という考え方が一つです。また、気楽に立ち寄れる美術館があってもいいのではないかという、10年計画の中で考え方や両面性を持った表現としたところです」との答弁がありました。

委員より「第5次振興計画を市民にわかりやすく広報する方法や、この計画に参加しながら関心を持ってもらうための方策をどのように考えているのか」との問いがあり、当局から「第5次振興計画の体系図は、第1節から第7節までをただで計画のイメージをつかめるよう配慮して表現しております。また、市民から関心を持ってもらうため、7月から市報で第4次振興計画の総括を、9月5日号で第5次振興計画の概要を掲載しております。さらに、これから基本計画策定に向けて市内8会場での各地区座談会が開催されますが、わかりやすい資料を準備して説明に臨み、多くの市民のいろいろな御意見をいただき、基本計画に反映してまいりたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「山間部において高齢化が進む中、高齢者の交通機関が少なく、運転するのも大変になってきている。市の取り組みが必要と考えるが、どうなのか」との問いがあり、当局から「具体的な高齢者の交通機関については、地区座談会などにおいて状況などを伺いながら、基本計画に盛り込むかどうか、あわせて検討させていただきたいと思っております」との答弁がありました。

議第53号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号山形県自治会館管理組合規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号山形県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号字の区域及び名称の変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

文教厚生委員長報告

新宮征一議長 次に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

荒木春吉文教厚生委員長 おはようございます。

文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より教育長初め関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第51号、議第52号、議第54号、議第55号、議第56号、議第60号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第51号平成17年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第51号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号平成17年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「10月からの制度改正による居住費、食費の本人負担に対して救済措置の対象となるのは、どのような区分の人で何人ぐらいいるのか」との問いがあり、当局より「10月からの改正により階層区分が4段階になりますが、第1段階から第3段階までの方が対象となります。具体的には、年金収入が266万円までの方で、特別養護老人ホーム入所者172名の90%が該当し、ほとんどの方が救済措置の対象となります」との答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第52号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号寒河江市体育施設に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第13条に「物品の販売について、支障を及ぼさない範囲内で許可する」とあるが、この「物品」とはどの程度までを言うのか」との問いがあり、当局より「規定した細則等はありませんが、基本的には開催する大会やイベント等に関するものと考えております」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、意見交換を行った後、会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市老人福祉センターに関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号寒河江市屋内ゲートボール場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

途中、休憩を挟み、指定管理者制度について意見交換を行った後、会議を再開しましたが、御報告するほ

どの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号山形県消防補償等組合格約の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

鈴木賢也建設経済委員長 おはようございます。

建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月9日午前9時30分から議会図書室において委員7名全員出席、当局より関係課長出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第57号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第57号寒河江市都市公園条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者の独自の判断で収益を上げたりすることができるのか」との問いがあり、当局より「基本的には指定管理者が自由に事業を展開することができるというふうになっておりますが、あくまでも市と協議をしながら、新たな事業についても市と調整をしながら進めていただくことになろうかと思いません」との答弁がありました。

委員より「してはいけないことを規定したマニュアルのようなものはあるのか」との問いがあり、当局より「そうしたことを規定したマニュアル的なものはなく、事業ごとにその都度協議する形になると思いません」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第57号についてはほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月1日午前10時22分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第50号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第3号）であります。

議第50号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

質疑を申し上げます。

寒河江地区クリーンセンターについて、京都市発注の清掃工場建設工事に係る京都地裁判決に照らし、公正取引委員会の事件記録を取り寄せて調査、検討することについての質疑があり、当局より答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月13日午前9時30分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役及び関係課長等出席のもと、本特別委員会を再開いたしました。

議第50号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第50号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

決算特別委員長報告

新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月12日午前9時30分から本議場において委員19名全員出席、当局からは市長初め助役、収入役、監査委員及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第2号平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての2案件であります。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、議案説明の後、監査委員報告を受け、質疑、討論、採決に入りました。

最初に、認第1号平成16年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1. 病院事業会計に対する市からの繰入金について、1. 診断書の発行件数と収益について、1. 特別室利用の延べ人員と収益について、1. 開業医からの紹介状を持参した場合の初診料及び市立病院で紹介状を交付した場合の診療情報提供料について、1. 薬品購入に係る契約内容について、1. リハビリ部門の年間患者数と医業収益について、1. カルテの保存年限と情報公開の有無について、1. 給食の診療報酬について、1. 病院経営についての院長の所見について、1. 予算額と決算額の差が大きいことについて、1. 人工透析の件について、1. ベット稼働率を上げるための人間ドックを取り入れることについて、1. 病院敷地内にある官舎の利用状況について、1. プライバシー保護に係る外来診察室の改善について、1. 平成16年度におけるジェネリック薬品の使用品目数、金額、使用割合について、1. ジェネリック薬品を使用した場合と先発医薬品を使用した場合との差額について、1. ジェネリック薬品の保険適用に係る国等の見直しについて、1. ジェネリック薬品の採用、購入単価、副作用情報の提供、支払い方法について、どうも失礼しました。ジェネリック薬品の採用、購入「単位」です、単位、副作用情報の提供、支払い方法について、1. 医師確保対策について、1. サービス向上を目指すための患者から寄せられた意見について、1. カルテの開示状況について、1. 成分が同じジェネリック薬品の保険適用除外について、1. 経営改善のための公的交通手段の確保について、1. 給食での冷凍食品使用状況について、1. 入院時のまくらカバー、パジャマなどの契約状況について、1. 派遣医師に係る看護師の配置状況について、1. 病院の修繕管理についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第1号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第2号平成16年度寒河江市水道事業会計決算の認定について、主な質疑を申し上げます。

1. 鉛合金使用メーターの交換状況について、1. 新潟中越地震への給水応援派遣に係る手当について、1. 建設業退職金共済組合への加入状況について、1. 大江町、中山町の飛び地への給水戸数及び人数について、1. 農地の水道利用状況について、1. 水道料金の滞納繰越金の取り扱いについて、1. 漏水調査における漏水箇所の発見件数について、1. 下水道工事に関連して水道布設替工事を行う場合、一体工事とする場合と別々に発注した場合の工事費用の差額について、1. 下水道工事に係る厳寒期の凍結防止仮設のための水道使用料金の負担についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第2号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第18、これより質疑、討論、採決に入ります。

承認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります……、失礼しました、挙手多数であります。

よって、承認第6号は承認することに決しました。

承認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより承認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、承認第7号は承認することに決しました。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第50号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を

求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第57号は原案のとおり……、それでは、もう一度採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議 会 案 上 程

新宮征一議長 日程第19、議会案第4号及び日程第20、議会案第5号の2案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

新宮征一議長 日程第21、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

新宮征一議長 日程第22、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会案第4号及び議会案第5号の2案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑、討論、採決

新宮征一議長 日程第23、これより質疑、討論、採決に入ります。

議会議案第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

議会議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議会議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議会議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会の……(「議長、動議」の声あり)遠藤議員。

議事進行に関する発言

遠藤聖作議員 議第57号の採決をやり直したのは、一事不再議の原則に反するのではないかというふうに思いますけれども、これはどうなりますか。やり直したことについてですけれども。（「議運、議運」の声あり）

新宮征一議長 それでは、今の件については、議会運営委員会を開いて協議させていただきます。

この際、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時48分

新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。高橋議運委員長。

高橋秀治議会運営委員長 先ほどの議第57号の採決の件について、ただいま議会運営委員会で確認された結果について御報告いたします。

議第57号の採決の際、途中中断し、再度採決を行ったことについて、議長は最初の採決で「可決されました」との宣告は行っておらず、挙手の確認のために再度挙手を求めたものであり、一事不再議とはならないものと決しました。

以上です。

新宮征一議長 ただいま議会運営委員長から報告ありましたように、議会運営委員会では決定されました。

先ほどの議第57号の採決の際に、私と事務局との間でちょっと不手際がありまして、疑義を招いたことに深くおわびを申し上げます。

閉 会 午前11時50分

新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。
これにて、平成17年第3回定例会を閉会いたします。
大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 石 川 忠 義

同 上 佐 藤 暘 子